

皆様のご意見・ご提言をお聞かせください。

大阪市では「大阪市児童手当法施行細則」の一部改正（案）について、市民の皆様からのご意見・ご提言を募集しています。

○応募方法

裏面の記入用紙にご意見・ご提言を記入の上、下記の宛先にお送りください。
（※郵送、FAX、電子メール、持参で受け付けております。
電話での受け付けは行っておりませんので、ご了承ください。）

○応募期限

令和8年8月20日（木）必着

○「大阪市児童手当法施行細則」の一部改正（案）について

本市では、どのような家庭状況であっても、等しく、子育てができる環境を整備し、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、独自に0～2歳児の保育無償化を段階的に進めているところです。

まずは第1ステージとして、令和6年9月利用分から認可保育所等（保育所、認定こども園、地域型保育事業）を利用する0～2歳児の利用者負担額（私立保育所の保育料を含む。以下同じ。）の多子軽減に係る所得制限を撤廃するとともに、第2子の利用者負担額を無償としました。

今般、第2ステージとして、全ての子どもの利用者負担額を無償とすることを目的として、令和8年9月利用分から第1子の利用者負担額についても無償（0円）とするため、利用者負担額について定める大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）の一部改正を行うこととなり、併せて児童手当法第21条第1項に規定する方法による費用の徴収について、令和8年9月以後の月における学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園の保育料のうち、児童手当法施行細則第4条第4項の申出の時点までに本市に支払うべきものにのみ適用するための改正にあたって、市民から幅広く意見を募集します。

○宛先

〒530-8201

大阪市北区中之島1-3-20（大阪市役所内）

大阪市 こども青少年局 子育て支援部 管理課 子育て支援グループ

電話 06-6208-8111 FAX 06-6202-6963

電子メールアドレス kodomoiken@city.osaka.lg.jp

開庁時間 9時から12時15分まで、13時から17時30分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

ご意見・ご提言記入用紙

「大阪市児童手当法施行細則」の一部改正（案）について

皆様のご意見・ご提言など、お書きください。

記入欄

[illegible]

お寄せいただきましたご意見・ご提言につきましては、個人情報を除き、公表する場合があります。

また、ご意見・ご提言に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

※ 差し支えなければ、下記についてお書きください。

住所（〒 — ）

氏名 _____ 年 齡 () 歲